

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 社労士資格のないFPでも、有償で公的年金の受給見込み額の計算はできる。
- (イ)× 弁護士資格のないFPが、有償で法律的判断に基づく交渉の代行はできない。
- (ウ)× 投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、有償で具体的な投資時期等の判断や助言を行うことはできない。
- (エ)○ 税理士資格のないFPでも、仮定の事例に基づく一般的な解説はできる。

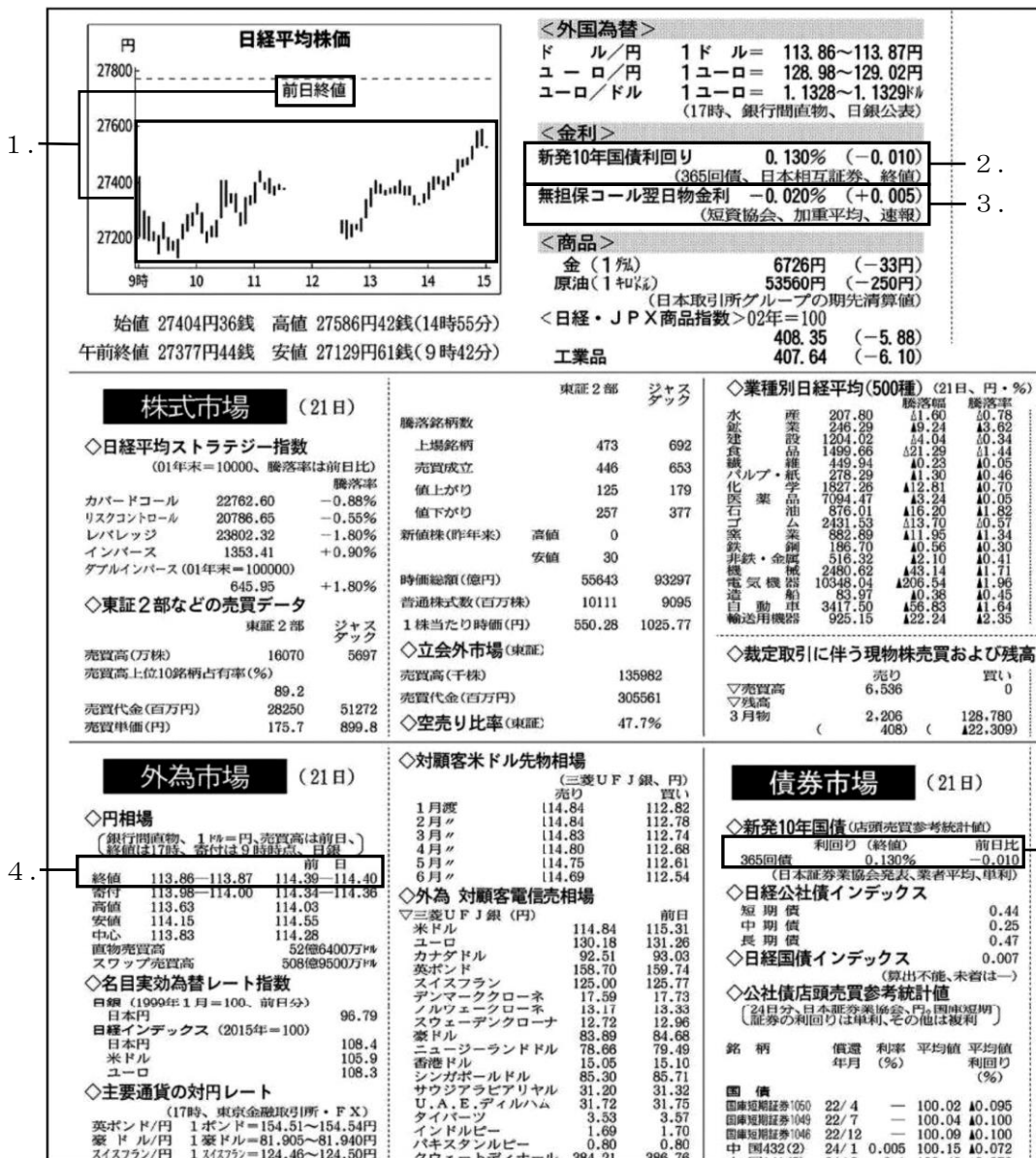
問2 正解 3

- 1. ○ 消費者契約法における困惑による取消しは、事業者店舗において契約した場合も有効である。
- 2. ○ 消費者に一方的に不利な契約条項は無効となる。
- 3. × 消費者としての個人のみが対象であり、法人は対象ではない。
- 4. ○ 契約内容を理解しようとすることは、消費者の努力義務となっている。

【第2問】

問3 正解 2

<資料>



<解説>

- 21日のチャート足が、終日、前日終値のラインを下回っていることがわかる。
- × 利回りが前日に比べ低下していることがわかる。利回りが低下しているということは、債券価格が前日に比べて上昇しているということである。
- 無担保コール翌日物金利は前日に比べて上昇していることがわかる。
- 円相場は、前日に比べ円高であったことがわかる。

問4 正解 3

1. ○ <格付>BBB (S & P) とあるため、投資適格債であることがわかる。
2. ○ NISA (少額投資非課税制度) では、社債 (債券) は対象外である。
3. × 社債の新規発行の際は、募集手数料はかからない。
4. ○ 劣後特約付債券は、破産手続きの場合、支払い順位が後回し (劣後) となる。

問5 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ○

- (ア) × 非課税枠の未使用分の翌年以降への繰り越しはできない。
- (イ) × 毎月分配型は含まれない。
- (ウ) ○ つみたてNISAでは、分配金や譲渡益が、最長20年間非課税となる。
- (エ) ○ 元本払戻金は、元々非課税の為、つみたてNISAでの非課税の恩恵はない。

問6 正解 1

譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価格は、売却までに買い付けた株の平均単価となる。但し本問の場合、会社合併比率による変更があるため株数を補正し計算する。

- ① 21年11月までの取得額と取得株数
- 9月17日 $2,520円 \times 3,000株 = 7,560,000円$
- 11月5日 $3,060円 \times 2,000株 = 6,120,000円$
- ・取得額 $7,560,000円 + 6,120,000円 = 13,680,000円$
- ・取得株数 $3,000株 + 2,000株 = 5,000株$
- ② 22年5月会社合併による比率より取得株数を補正する。
- $5,000株 \times 1.2 = 6,000株$
- ③ 22年9月売却時の1株当たりの取得単価
- ・平均単価: $13,680,000円 \div 6,000株 = \underline{2,280円}$

【第3問】

問7 正解 2

- (ア) 建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。指定建蔽率は6/10であるが、防火地域内の耐火建築物であるため1/10緩和される。

$$270\text{m}^2 \times (6/10 + 1/10) = \underline{189\text{m}^2}$$

- (イ) 延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は、次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率 (指定容積率)
- 2) 前面道路の幅員 $\times$ 法定乗数

1) $40/10$

2) $8\text{m} \times 4/10 = 32/10 < 1) 40/10$ したがって、32/10を適用する。

延べ面積の最高限度 $= 270\text{m}^2 \times 32/10 = \underline{864\text{m}^2}$

問8 正解 (ア) 1 (イ) 2 (ウ) 4 (エ) 5

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		(ア 制限はない)	(イ 公正証書等の書面による)
契約の更新		賃貸人に正当事由がない限り更新される	(ウ 期間満了により終了し、更新されない)
契約期間	1年未満の場合	(エ 期間の定めのない契約とみなされる)	1年未満の契約期間を定めることもできる
	1年以上の場合	制限はない	制限はない

問9 正解 (ア) 4 (イ) 2 (ウ) 7

浅見さん：「土地や家屋を保有している間は、毎年固定資産税がかかります。また、その住宅が市街化区域内にある場合には、都市計画税もかかります。どちらも固定資産課税台帳登録価格、いわゆる固定資産税評価額に対して、特例が適用される場合は適用し、課税標準を計算します。」

飯田さん：「私が購入を検討している住宅に適用できる特例には、どのようなものがありますか。」

浅見さん：「一戸当たり200㎡以下の小規模住宅用地については、課税標準額を、固定資産税では固定資産税評価額の(ア 6分の1)、都市計画税では固定資産税評価額の(イ 3分の1)とする特例が適用できます。」

飯田さん：「それぞれ税率はどれぐらいですか。」

浅見さん：「固定資産税の税率は、課税標準額に対して(ウ 1.4%)を標準としますが、市町村(東京23区内は都)の条例で異なる税率にすることができ、標準税率を超えることもできます。」

問10 正解 1

1.

$$\text{表面利回り (\%)} = \frac{\text{1年当たり収入}}{\text{購入費用総額}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{1年当たり収入} &= \text{賃料} \times 12 \text{ヵ月} \\ &= 130,000 \text{円} \times 12 \text{ヵ月} \\ &= 1,560,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{表面利回り (\%)} = 1,560,000 \text{円} / 3,000 \text{万円} \times 100 = 5.2 \rightarrow \underline{5.20\%}$$

2.

$$\text{実質利回り (\%)} = \frac{\text{1年当たり収益}}{\text{購入費用総額}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{1年当たり収益} &= (\text{賃料} - \text{管理費} \cdot \text{修繕積立金} - \text{管理業務委託費}) \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - (\text{火災保険料} + \text{固定資産税等税金} + \text{修繕費}) \\ &= (130,000 \text{円} - 20,000 \text{円} - 5,000 \text{円}) \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - (15,000 \text{円} + 50,000 \text{円} + 30,000 \text{円}) \\ &= 1,165,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{実質利回り (\%)} = 1,165,000 \text{円} / 3,000 \text{万円} \times 100 = 3.883\cdots \rightarrow \underline{3.88\%}$$

【第4問】

問11 正解 (ア) 7 (万円) (イ) 680 (万円) (ウ) 4,510 (万円)

- ・正浩さんが現時点で、網膜剥離（加齢・近視が原因）で8日間継続して入院し、約款所定の手術（給付倍率10倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 7）万円である。
- ・正浩さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため12日間継続して入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 680）万円である。
- ・正浩さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 4,510）万円である。

<解説>

（ア）網膜剥離による入院・手術の場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

疾病入院特約
手術給付金

入院5日目から

日額5,000円

入院給付金の10倍

$$5,000 \text{円} \times (8 - 4) \text{日} + 5,000 \text{円} \times 10 \text{倍} = \underline{7 \text{万円}}$$

(イ) がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
特定疾病保障定期保険特約		500万円
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
手術給付金		入院給付金日額の40倍
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
手術給付金		入院給付金日額の40倍
<保険証券2>		
がん診断給付金		100万円
がん入院給付金	入院1日目から	日額1万円
がん手術給付金		20万円

$$500万円 + 5,000円 \times (12日 - 4日) + 5,000円 \times 40倍 + 5,000円 \times (12日 - 4日) \\ + 5,000円 \times 40倍 + 100万円 + 1万円 \times 12日 + 20万円 = \underline{680万円}$$

(ウ) 交通事故で死亡した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
終身保険金額		500万円
定期保険特約		3,000万円
特定疾病保障定期保険特約		500万円
傷害特約		500万円
<保険証券2>		
死亡保険金	がん以外の死亡	10万円

$$500万円 + 3,000万円 + 500万円 + 500万円 + 10万円 = \underline{4,510万円}$$

問12 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)×

(ア)○ <資料>より年間保険料は8,600円であるため、年間では103,200円(×12ヵ月)となる。10.32万円>8万円超のため(速算表)(2)より、40,000円となる。

(イ)× 一時金で受け取る解約返戻金の所得は、一時所得である。

(ウ)○ 契約者=被保険者(夫)であるため、妻が受け取る死亡給付金は相続税の課税対象となる。

(エ)× 毎年受け取る年金による所得は、雑所得となる。

問13 正解 (ア)× (イ)× (ウ)○ (エ)○

(ア)× <資料>運転者年齢条件に35歳以上補償とあるため、21歳の長女が起こした事故は補償の対象とならない。

(イ)× 車両保険金が支払われた場合は、ノーカウント事故ではなく、等級に影響する。

(ウ)○ 人身傷害で、過失割合に関わらず損害全額に対する保険金を受け取れる。

(エ)○ ファミリーバイク特約により、妻(家族)が起こした事故も補償される。

問14 正解 4

- ・入院給付金や特定疾病保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約の受取人本来（**ア 被保険者**）ですが、疾病等により意思表示できない等の特別な事情がある場合、あらかじめ指定した者が指定代理請求人として（**ア 被保険者**）の代わりに保険金、給付金の請求を行うことができます。
- ・指定代理請求特約を付加するに当たって特約保険料は（**イ 不要です**）。また、指定代理請求人は保険期間の途中で（**ウ 変更できます**）。
- ・指定代理請求人は（**ア 被保険者**）の同意を得て（**エ 契約者**）が指定します。

【第5問】

問15 正解 1

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額}^{(*)} \} \times 1/2$$

(※) 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) 勤続年数 1 年未満の端数は切り上げ

- ・退職所得 = $\{ 1,300\text{万円} - 1,080\text{万円}^{(*)} \} \times 1/2 = \underline{110\text{万円}}$
(※) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (24\text{年} - 20\text{年}) = 1,080\text{万円}$
- ・23年3ヵ月 → 24年

問16 正解 2

<解説>

- ・夫給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除額 = 920万円 - 195万円 = 725万円
- ・妻給与所得 = 給与収入 - 給与所得控除額 = 50万円 - 55万円 = 0 < 48万円
よって配偶者控除が適用となる。納税者（夫）の合計所得金額は725万円（900万円以下）であるため、控除対象配偶者（妻40歳）38万円が該当する。

問17 正解 2

<2022年分の収入等>のうち、公的年金等に該当するのは、「老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）」のみである。

※生命保険の満期保険金とその他の所得金額は、その他の雑所得に該当する。

山岸さんは、72歳（65歳以上）で、公的年金等の収入が340万円のため、<速算表>より $\underline{340\text{万円} \times 25\% + 27.5\text{万円} = 112.5\text{万円}}$ となる。

問18 正解 3

一般的な話として、2022年に生じた純損失がある場合、2021年分の所得税について（ア 繰り戻しによる還付）を受けられる制度があります。この制度は、その前年において（イ 青色申告書）を提出し、かつ、純損失が生じた年の（イ 青色申告書）を提出期限までに提出している場合に限り認められます。馬場さんは所得税の確定申告書（確定損失申告書）を、2023年（ウ 2月16日から3月15日まで）に申告することで期限内申告書を提出したことになります。

【第6問】

問19 正解 4

貸家建付地の評価額＝自用地評価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

- ・ 自用地評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積
 <資料>より借地権割合は60%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%となる。
 $400,000円 \times 1.00 \times 320\text{㎡} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$ となり、4が正しい。

問20 正解 1

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備 考
土 地	800万円	評価減特例適用後
建 物	1,000万円	
現預金	5,500万円	
死亡保険金	1,000万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲1,200万円	控除
合 計	7,100万円	

- (※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数
 法定相続人は、配偶者、長女、二女の3人となる。
 よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円
 死亡保険金の課税価格＝2,500万円－1,500万円＝1,000万円

問21 正解 (ア) $1/2$ (イ) なし (ウ) $1/4$

[相続人の法定相続分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア $1/2$)。
- ・被相続人の孫Cおよび孫Dの各法定相続分は (イ なし)。
- ・被相続人の三男の法定相続分は (ウ $1/4$)。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子であるが、長男が死亡しているため孫A、孫Bが代襲相続する。二男は相続放棄のため、孫C、孫Dの法定相続分はなし、三男は、 $1/2 \times 1/2 = \underline{1/4}$ となる。

【第7問】

問22 正解 373 (万円)

$$\bigcirc \text{年後の予想額 (将来価値)} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費 } 362 \text{ 万円} \times (1 + 0.01)^3 = 372.96 \cdots \rightarrow \underline{373 \text{ 万円}}$$

問23 正解 717 (万円)

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023 \text{ 年の金融資産残高} = 556 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) + 155 \text{ 万円} (\text{※}) = 716.56 \rightarrow \underline{717 \text{ 万円}}$$

$$(\text{※}) \text{ 年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計} = 795 \text{ 万円} - 640 \text{ 万円} = 155 \text{ 万円}$$

問24 正解 15回分

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。42回返済後の残高33,331,956円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$33,331,956 \text{ 円} - 100 \text{ 万円} = 32,331,956 \text{ 円}$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記32,331,956円を下回らない残高の返済回数までとなる。→57回の32,337,640円が該当。

$$\text{返済回数} 57 \text{ 回} - 42 \text{ 回} = \underline{15 \text{ 回分}}$$

【第8問】

問25 正解 477,000 (円)

借入金額から、元利均等返済における毎年の返済額を求めるには、「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$450 \text{ 万円} \times 0.106 \text{ (年利} 1.0\% \text{、} 10 \text{ 年の資本回収係数)} = \underline{477,000 \text{ 円}}$$

問26 正解 52,855,200 (円)

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$240\text{万円} \times 22.023 \text{ (年利1.0\%、25年の年金現価係数)} = 52,855,200\text{円}$$

問27 正解 496,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$800\text{万円} \times 0.062 \text{ (年利1.0\%、15年の減債基金係数)} = \underline{496,000\text{円}}$$

【第9問】

問28 正解 2,020 (万円)

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額180万円を10%で除せば、建物本体価格が求まる。 $180\text{万円} \div 10\% = 1,800\text{万円}$
よって土地価格 $= 4,000\text{万円} - (1,800\text{万円} + 180\text{万円}) = \underline{2,020\text{万円}}$

問29 正解 4

		ペアローン	収入合算	
			連帯債務	連帯保証
借入人等	正人さん	借入人	借入人	借入人
	幸子さん	借入人	連帯債務者	連帯保証人
住宅ローン 控除	正人さん	受けられる	受けられる	受けられる
	幸子さん	(ア 受けられる)	(イ 受けられる)	(ウ 受けられない)

問30 正解 2

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
一般NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア 対象になる)	対象になる
金融商品取引所への 上場・非上場	非上場	(イ 非上場)	上場	上場
指値注文	(ウ できない)	できない	できる	できる

問31 正解 3

＜設例＞〔保険〕より、収入保障保険Aの年金額は15万円とわかる。

33歳（2022年10月1日）に死亡した場合、54歳（2043年10月1日）までの21年間（54－33）年金が支払われる。

15万円/月×12ヵ月×21年＝3,780万円

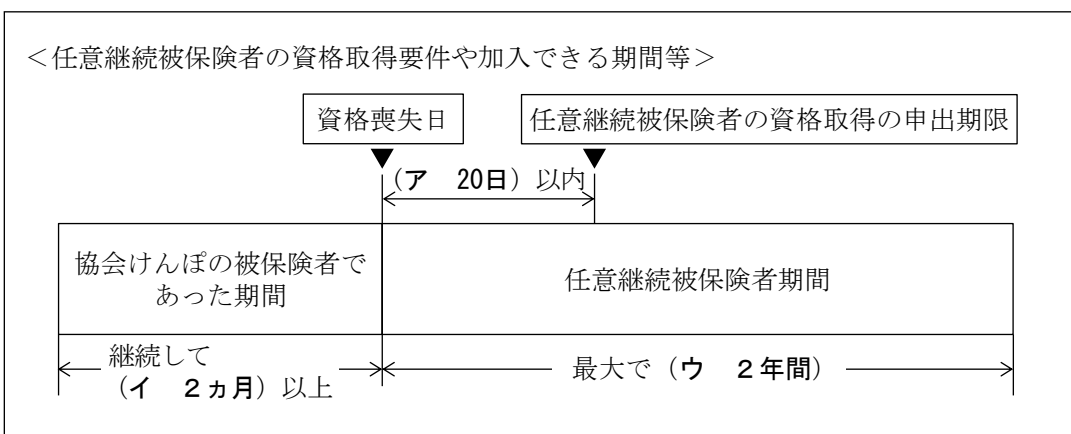
問32 正解 （ア）3 （イ）5 （ウ）8

- ・ 正人さんへの傷病手当金は、（ア 8月13日）より支給が開始される。
- ・ 正人さんへ支給される1日当たりの傷病手当金の額は、次の算式で計算される。
〔支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額〕÷30日×（イ 2/3）
- ・ 傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して、最長で（ウ 1年6ヵ月）である。

＜解説＞

（ア）傷病手当金は、連続して3日以上休んだ場合、4日目より支給される。

問33 正解 （ア）3 （イ）5 （ウ）8



問34 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）× （エ）○

（ア）× 個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金は、小規模企業共済掛金等控除となる。

（イ）○ 国民年金基金と合算して月額68,000円が限度となる。

（ウ）× 60歳から受給するには、60歳時点での通算加入者等期間が10年以上であればよい。

（エ）○ 一時金の場合は退職所得となり、退職所得控除額の適用を受けることができる。

【第10問】

問35 正解 6,660（万円）

＜松尾家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	380万円
現金および預貯金	3, 210万円	事業用借入	3, 820万円
投資信託	220万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	730万円	負債合計	4, 200万円
事業用資産（不動産以外）			
商品・備品等	420万円		
不動産		〔純資産〕	(ア 6, 660) 万円
土地（店舗兼自宅の敷地）	2, 300万円		
建物（店舗兼自宅の家屋）	3, 680万円		
その他（動産等）	300万円		
資産合計	10, 860万円	負債・純資産合計	10, 860万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．松尾家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、松尾家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は10,860万円、負債合計は4,200万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も10,860万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 10,860\text{万円} - 4,200\text{万円} = \underline{6,660\text{万円}}$$

問36 正解 3

「現時点（2022年9月1日時点）で孝一さんが交通事故等の不慮の事故で死亡した場合、孝一さんの死亡により支払われる死亡保険金と松尾家（孝一さんと祥子さん）が保有する現金および預貯金の合計額から、返済すべき負債の全額を差し引いた金額は（ア 3,690万円）になります。」

<解説>

死亡保険金（①）＋現金および預貯金（②）－返済すべき負債（③）＝残額

① 死亡保険金は、[資料3：生命保険] 保険金額より集計する。

※被保険者が孝一さんの保険契約の保険金額を合計する。

1,000万円＋200万円＋2,000万円＋400万円＋400万円^(※1)＋300万円＝4,300万円

(※1) 注5より終身保険Cにおける災害割増特約の400万円を加算する。

② 現金および預貯金は、[資料1：保有資産] より集計する。

2,850万円＋360万円＝3,210万円

③ 返済すべき負債は、[資料2：負債残高] より、事業用借入の3,820万円とわかる。

※住宅ローンは、団体信用生命保険付きのため返済不要である。→ 合算しない。

・残額＝4,300万円＋3,210万円－3,820万円＝3,690万円

問37 正解 2

<解説>

・土地A：小規模宅地の特例（特定居住用宅地等）を適用できない。

※子が相続する場合、所有と居住が要件となるがそれが満たせないため。

・土地B：小規模宅地の特例（貸付事業用宅地等）を適用できる。限度面積200㎡

面積300㎡＞200㎡ よって200㎡まで適用可能

・土地Aが適用できないため、併用調整計算も不要となり、土地Bの適用面積200㎡がそのまま答えとなる。

問38 正解 2,130,000 (円)

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円}^{(*)}) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

＜資料＞より2021年に父から1,800万円の贈与を受けているため、2022年で使える特別控除額は2,500万円－1,800万円＝700万円となる。

$$\text{税額} = (1,500 \text{万円} - 700 \text{万円}) \times 20\% = 1,600,000 \text{円}$$

- ・叔母からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率}^{(*)}$$

$$\text{税額} = (500 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 20\% - 25 \text{万円}^{(*)} = 530,000 \text{円}$$

(※) ＜速算表＞(ロ)を用いる。(叔母は直系尊属ではない。)

- ・2022年分の贈与税額＝1,600,000円＋530,000円＝2,130,000円

問39 正解 1

「孝一さんが老齢年金の額を増やすには、まず60歳から（ア 65）歳になるまでの間、国民年金に任意加入し、保険料を納付する方法が考えられます。

また、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付すると、付加年金を受給することができます。付加年金の受給額は、（イ 200）円に付加保険料を納付した月数を乗じた額となります。

さらに孝一さんが66歳に達した日以降、老齢年金の支給繰下げの申し出をすると、年金額を増やして受給することができます。支給繰下げを申し出た場合の年金額の増額率は、（ウ 0.7）%に繰り下げた月数を乗じた率となります。」

問40 正解 (ア) 2 (イ) 5 (ウ) 7

「パートタイマーとして働いている人も、1週間の所定労働時間が（ア 20時間）以上で、継続して31日以上雇用される見込みがある人は、雇用保険に加入しなければなりません。

雇用保険の加入年齢に上限はなく、（イ 65歳）未満の人は一般被保険者とされ、（イ 65歳）以上の人は高年齢被保険者とされます。

被保険者が失業した場合に支給される求職者給付も、離職したときの年齢により内容が異なります。（イ 65歳）に達する前に離職した一般被保険者には、離職理由や雇用保険の加入期間により原則として90日～330日にわたる基本手当が支給され、（イ 65歳）以後に離職した高年齢被保険者には基本手当の30日分または50日分の（ウ 高年齢求職者給付金）が一時金で支給されます。」